

会則・細則

令和 7 年度保存版

卒業まで大切に保管お願いします。

新座市立第四中学校 P T A

P T A 会 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は新座市立第四中学校「P T A」と称し、事務所を新座市立第四中学校に置く。

(目的・方針及び活動)

第2条 本会は生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者と教職員が協力して活動を行う。

- (1) 学校及び家庭における教育の振興に努める。
- (2) 生徒の校外での生活を安全に過ごせるように努める。
- (3) 生徒の教育環境を整えるための整備を行う。
- (4) 会員相互の学習その他の活動を行う。
- (5) 会員相互の情報の共有を図る。
- (6) 学級及び学年において親睦を図り、会の運営が円滑に運ぶように努める。
- (7) 生徒の教育と福祉のために活動している他の団体や機関等と協力する。
- (8) 新座市P T A保護者会連合会に加入し、協力する。
- (9) 埼玉県P T A連合会に加入し、協力する。但し、令和3年3月31日をもって休会とする。

(会員)

第3条 会員は本校生徒の保護者と教職員からなる。

- (1) 保護者は、生徒が本校在学中に限り本会則同意のもとに会員であるものとする。
- (2) 教職員は、在職中本会則同意のもとに会員であるものとする。

(会計)

第4条 本会の費用は会費、その他でまかなう。

- (1) 会計年度は4月1日から3月31日とする。
- (2) 会費は世情・活動状況により年度予算に基づいて決定される。
なお、転入世帯の会費徴収に関しては、その時期により会費額を設定する。
転出は返金しないものとする
- (3) 総会において決議された予算に基づいて会費額(案)への承認も行う。
- (4) 決算は会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。
- (5) 交通費について
会員が学校外での活動に参加し公共機関を使用する場合、交通費の実費を支払う。車(自転車も含む)の場合4市(新座・志木・朝霞・和光)は、一律300円・4市以外は公共機関の交通費と同額を支払う。

(会計監査)

第5条

- (1) 必要に応じて、臨時会計監査を行うことができる。
- (2) この会の経理を監視するため、教職員より1名、前年度の会計より1名、前年度の役員から1名とする。
- (3) 会計監査は、執行部・委員との兼任はできない。(会計監査は前年度会計の1名を含む)

(執行部)

第6条 この会の円滑な運営を図る為、執行部をおく。

(1) 執行部は、会長・副会長・書記・会計 その他に必要な役職及び教職員とする。

(2) 執行部の任期は1年とし再任は妨げない。

(サポートチーム)

第7条

(1) サポートチームは、各学級より選出され任期は1年とし再任は妨げない。

(2) サポートチームは、会員の意思をまとめて代表委員会に反映させることができる。

(会議)

第8条

1. 総会

総会は定期総会、臨時総会とする。

総会は、本会の最高決議機関である。

定期総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

委任状を含めて過半数の出席で成立し、出席者の過半数を持って決議する。

臨時総会は、委任状を含めて会員の1/5以上の要請があった時、または代表委員会が必要と認めたときに開催する。

会則の改正は総会にて承認を得る。

2. 代表委員会

代表委員会は代表委員・執行部・教職員代表から成る。通常は、PTA活動、学校活動の実態に応じて子ども達の育成等に係る課題解決に向けて、情報交換、協議等を行うものとする。但し、緊急案件が生じた場合には、総会の権限を代行することができる。また、その結果は次期総会に報告し、承認を得なければならない。この場合、構成員過半数で成立し、審議事項について出席者の過半数で議決するものとする。会議は公開され会員は傍聴できる

3. 特別委員会

代表委員は必要に応じて特別委員会を発足することができる。

第9条

(1) 会則の改正は総会の承認を必要とする。

(2) 会則の具体的活動に関して、細則を設ける事ができる。

細則については、代表委員会で決定する事ができる。

第10条

(1) 執行部は学校や関係各所と協議のうえサポートチームが行う活動内容の決定と予算の執行を行う。

(2) サポートチームは実際の活動を担う

本会則は昭和63年4月1日より施行する。

付則	平成	元年	5月17日	一部改正
	平成	2年	5月12日	一部改正
	平成	3年	5月11日	一部改正
	平成	5年	3月29日	一部改正

平成11年	5月15日	一部改正	
平成13年	4月27日	一部改正	
平成14年	5月 1日	一部改正	
平成15年	5月 1日	一部改正	
平成16年	5月 7日	一部改正	
平成17年	11月28日	一部改正	(名称変更) 細則制定
平成19年	5月19日	一部改正	(会長・会計監査増員)
平成20年	1月26日	一部改正	(専門部の変更)
平成20年	5月17日	一部改正	細則制定
平成21年	4月30日	一部改正	(県P加入について)
平成22年	4月27日	一部改正	(会則変更)
平成23年	12月19日	一部改正	(組織・会則変更)
平成26年	11月12日	一部改正	(会則・細則変更)
平成29年	3月 7日	一部改正	(組織変更)
平成30年	2月20日	一部改正	(組織変更)
令和元年	5月11日	一部改正	(組織・会則第3条・会則第7条変更)
令和2年	6月19日	一部改正	(会則第4条(2)・会則第5条 (2))
令和4年	3月10日	一部改正	(組織名称変更、会則第10条の追加)
令和5年	6月 1日	一部改正	(会則7条(3)、8条-2の変更)

新座第四中学校「PTA」細則

細則1. 細則については代表委員会で決定し、次期の総会にて報告する。

2. 執行部役員選出については代表委員会で審議した執行部役員の選出手順に従う。

3. 慶弔費

(1) 部活動等で、学校代表として関東大会・全国大会に参加した場合、お祝い金として個人は3,000円・団体は5,000円を支給する。

(2) 死亡の場合は5,000円とする。

(3) その他 必要と認めた時は代表委員会において討議して決めるものとする。